

引きこもり支援から見えた地域福祉の可能性

― 藤里町社会福祉協議会の取り組みから

菊池 まゆみ

はじめに

秋田県にありまます藤里町から来ました菊池と申します。一九九〇年に藤里町社会福祉協議会（社協）に入職し、事務局長職などを経て、二〇一五年から会長を務めております。

藤里町は、秋田県の県北、世界自然遺産・白神山地の入り口に位置する町で、町の総面積（二八二平方^キ）の九割を山林原野が占めるといふ地勢です。人口は二〇一七年一月に三五〇〇人を割り込み、高齢化率は四五%を超え、県内二位の高さです。

藤里町社協は、職員体制としては十数人の正職とパートを合わせて計五三人（二〇一六年四月一日現在）です。部門別の内訳は、事務局六人、生涯現役部門一五人、相談支援部門七人、デイサービス部門一六人、ヘルパー等部門九人になります。職員が取得している資格の多さが当社協の特徴の

一つで、社会福祉士一三人、精神保健福祉士八人、正・准看護師四人、介護支援専門員一七人、介護福祉士三人、保育士二人となっています。

当社協では、二〇一〇年四月に「福祉の拠点こみつと」を開設し、自立が困難な状態にある若者たちを主な対象とする自立支援の取り組みを続けています。本日は、当社協の実践に基づき、「引きこもり支援から見えた地域福祉の可能性」と題してお話をさせていただきます。

1. 引きこもり支援の本旨は若者支援

私たちの取り組みについては、この間、『ひきこもり町おこしに発つ』（秋田魁新報社、二〇一二年）という本も発刊しましたし、NHKのテレビ番組などで「引きこもり支援」を前面に出して取り上げられたこともあります。こうしたことから、全国的に注目を浴びる半面、どうしても「引きこも

り支援」という部分に焦点が当てられがちです。

しかし、私たちが本当に目指しているのは、引きこもり者に限定した支援ではなく、もつと広く若者一般を対象にした支援です。今の若者たちの中には、一度失敗したり挫折したりすると、元の状態に戻るのには難しいと思ひ込み、身動きがとれない状態に置かれている人たちが多く、そのような若者の一押しになれる支援ができればと考えるのが発端です。それで当初は若者支援の事業を始めようとしたのですが、福祉の分野で予算をとる以上、単なる若者支援では難しく、支援対象をより明確にすることを求められました。これを受け、「引きこもり者及び長期不就労者及び在宅障害者等支援事業」という長い事業名を考え出し、社協の事業として若者支援に取り組める体制をつくりました。その拠点施設が先ほど述べた「福祉の拠点こみつと」であり、事業名は長すぎるので「こみつと支援事業」と言い換えています。こみつと

支援事業は、引きこもり支援ではなく、若者支援が本質的な目的であることをまず「留意ください」。

こみつと支援の取り組みに全国から興味を持っていただいた理由の一つは、二〇一五年四月に施行された生活困窮者自立支援制度との類似性にあります。以前、厚労省の同制度担当者が藤里町を視察に訪れたときに言っていたのは、制度の狭間に落ちてしまった人たちに翼を与えるような制度にしたい、ということでした。私自身も実は、こみつと支援事業を始める前、これに「チャレンジの館事業」という仮称をつけていたのですが、ここには若者が何度失敗をしようと挑戦を続けていくような事業にしたいという思いを込めています。対象者を固定せず、状況に応じて地域で決めていくという部分で、こみつと支援と生活困窮者自立支援制度には共通点があったようです。とはいえ、生活困窮者自立支援制度は福祉事務所設置自治体（都道府県、市、特別区）が実施機関とされており、町村は基本的に実施機関から除外されます。藤里町も福祉事務所がなく、この制度を実施していませんが、当社協では二〇一三年度以降、様々な社会復帰の訓練カリキュラムを作成する「生活困窮者支援事業」（二〇一三〜一四年度）や、地方創生事業の福祉版である「町民全てが生涯現役を目指すシステムづくり事業」（二〇一五年度〜）などを実施しています。

2. なぜ社協が引きこもり支援を行うのか

私たちの取り組みが引きこもり支援という形で周知されたことで、なぜ社協が引きこもり支援を行うのか、と問われることがよくあります。これに対する答えは、地域福祉をどう考えるか、ということに関わります。

市町村社協は、地域福祉の推進を図るために以下の四つの事業を実施するものと、「社会福祉法」（昭和二十六年三月二十九日法律第四五号）第一〇九条第一項に書かれています。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社協は、町民（会員）から集められる会費や自治体から交付される補助金などを財源として、地域福祉の推進を目的として活動している組織です。ですから、地域の中で、何らかの福祉ニーズがあるときに、それに応える制度やサービスが無いのであれば、社協がまずそこに参入していくべきであると、私自身は日々思いながら活動しています。福祉ニーズがあると判断されれば、引きこもりで

あろうとなかろうと、若者も支援の対象になり得るということです。

3. 「藤里町トータルケア」の原点と思想

引きこもり支援の活動の原点は、秋田県社協が一九八〇年度より推進している「一人の不幸も見逃さない運動」の考え方と、これを事業化した「小地域ネットワーク活動事業」にあります。

私は、一九九〇年に藤里町社協に入職した当初、経理事務とこの「小地域ネットワーク活動事業」の担当になりました。当時、「一人の不幸も見逃さない運動」という考え方は非常にインパクトがあるものと思いましたが、これに丁寧に取り組んでいけば地域福祉の可能性は大きく広がると思えました。しかし、私がこの事業の担当者になったとき、一人暮らし老人対策事業になっており、地域で不幸な人とは一人暮らし老人だけを指すのかと疑問に思いました。また、一人暮らし老人は、相応の不便はあるにしても、実際には自立した元気な人が圧倒的に多く、地域の元気な人たちが弱っている一人暮らし老人を支えるという構図自体にも違和感がありました。こうした仕組みをつくることで結果的に地域に軋轢を生み出したし、これを美談として発表すること自体が地域福祉が時代遅れになっていく要因の一つにもなっているのではないかと言って、周囲の人たちから反発を受けたりもしました。

その後、二〇〇二年に私自身が社協の事務局長の職に就きました。当時の藤里町は、役場の管理職や町議会議員に女性が一人もいないようなところでしたので、私も長くはその事務局長という職にとどまれないだろうと内心では考え、思い切つてそれまで温めてきた諸々のアイデアを実践することになりました。このときに整理したのが「藤里町トータルケア」(図1)という構想です。その大きな特徴は、福祉ニーズを持つ人として要援護高齢者、一人暮らし高齢者、障害者、児童および保護者などを挙げつつも、彼らを常時支援が必要な人とは考えていないことです。つまり、福祉ニーズを持つ人は、ある面では支援を必要とするが、別の面では支援する側(インフォーマルサポートの提供者)にもなれる、という考え方です。

こうした考え方のもと、例えば一人暮らしの高齢者たちに対しては、同居する家族がない不便さがあるにしても、自分の時間を自分のために有意義に使えることを生かして、地域貢献をしていただけないかとお願いました。また、ある左腕の無い身体障害者の方に対しては、利き腕の右腕を生かした社会参加を社協が応援しました。

引きこもりの若者に対する支援も、特に引きこもりという問題に取り組んだつもりはなく、引きこもりであろうとなかろうと、彼らも地域で暮らす人に変わりなく、社協の基本的な使命の一環として応援しようと考えたにすぎません。

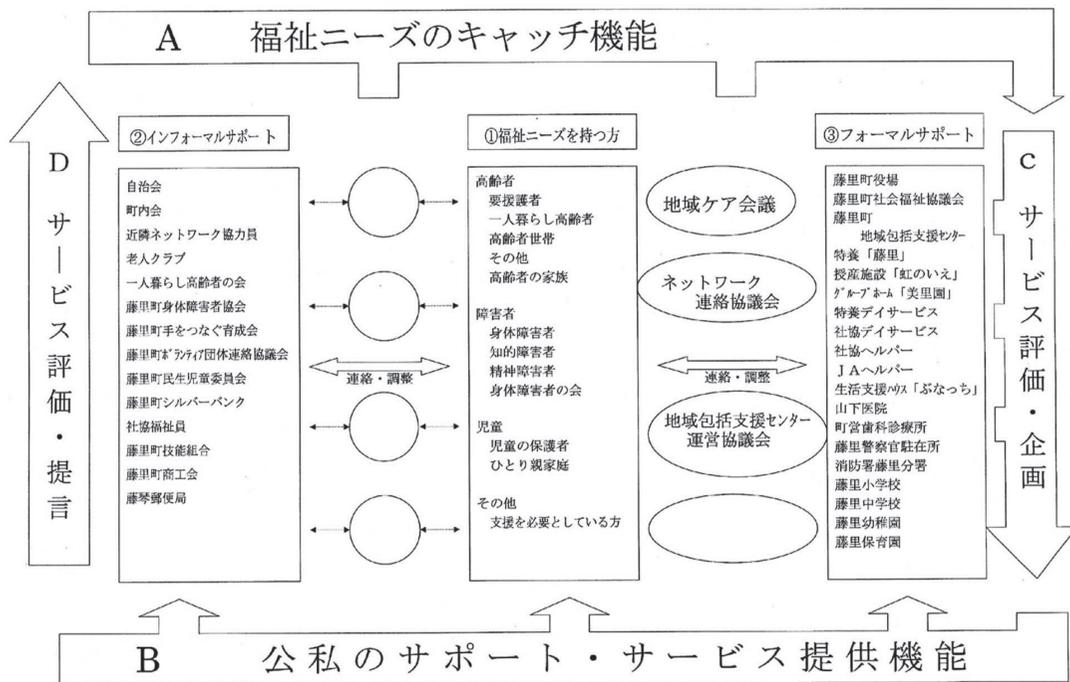
4. 引きこもり対策の視点

引きこもり支援を始めてから後にわかったことですが、私たちが事業を始めた当時、「地域で引きこもりを支える」という視点に立つ福祉モデルからの引きこもり対策は無く、あるのは「カウンセリングによって心の闇を救う」とする医学モデルからの引きこもり対策だけだったのではないかと思います。

そのため、私たちの事業に対しては、医療職ならざる福祉職の間が安易に手を出してよい問題ではないのではないかと心配する人たちもいました。これに対しては、福祉職だからこそできる支援をしたいのだと、風邪をひいた人への手助けを

〈図1〉 藤里町トータルケアのフロー図

平成20年度 藤里町トータルケアフロー図



※ 第32回生活権研究会 (2017年3月3日) の当日配布資料より引用

例に出して一生懸命説明したことがあります。福祉職は、風邪をひいた人の治療や薬の処方はできないけれども、食欲がないと言われれば、食欲がわいてくるような献立を工夫できるし、汗をかいて気持ちが悪いと言われれば、衣服の着替えを手伝うことができます。「もつと快適に暮らしていきたい」とか、「一生このままで終わりたいくないので、どこかへ出たい」といった希望に対する支援であれば、福祉職でもできるのではないかと、いう説明のしかたです。

また、引きこもり支援を実践してわかったことの一つは、どうしても引きこもりには「特別な人」というイメージや偏見がつきまといますが、私が出会った引きこもりの若者たちの多くはごく普通の若者であるということです。この事実をまず広くお伝えしたいと思っています。

5. こみつと支援の取り組み

(1) 情報提供の可否の確認

当社協の引きこもり支援は、彼らが自宅から出てきたときに、行き先となる場所をつくることから本格的に始まりました。それが「福祉の拠点こみつと」です。町内の既存施設を改修し、二〇一〇年四月、拠点施設としてオープンしました。これ以降、こみつと支援事業は本格的に展開していくこととなります。

拠点施設をオープンさせる一カ月前、かねてより調査で把握していた町内の引きこもり者約二〇〇人の自宅をあらためて訪問して回りました。これから始まるこみつと支援事業に関するチラシの配布などを通じて、同事業に関する情報提供をしてよいかどうかの確認をするためです。二〇〇人中一三人が承諾し、せいぜい二〇人程度ではないかと予想していたので、この結果にはかなり驚きました。

そもそも、「あなたは引きこもりですか」と問われて、「そうです」と答える人はほとんどいませんし、これに限らず、福祉の立場から「今何か困りことはありますか」と問われて、「あります」と答える人はほとんどいません。一三人もの若者が情報提供を承諾してくれたというのは、本当に彼らが情報を欲していたということに加え、「情報提供をしてよいかどうか」という聞き方が良かったのだろうと思つていきます。ただし、素敵なOKの出し方ではなく、「来たければ、勝手に来た方がいい」とか、「チラシを置いていく分には構わない」という言い方です。本人に直接は会うことはできず、家族経由で確認をとったケースもありました。情報提供は、家庭訪問で承諾を得た人たちに「こみつと通信」等を配達することで行つていきます。「こみつと通信」の作成は、こみつとに出てきて登録生となった元引きこもり者たちに任せていきます。こみつとに出てきた時点で、彼らは引きこもりを卒業しています。そして、引きこもっている

人たちの気持ちを最もよく理解し、どのような情報を欲しているかを最もよくわかっているのも彼らに他なりません。「こみつと通信」は二〜三カ月に一度のペースで発行し、社協の職員が配達することにしています。

(2) こみつと登録生としての活動

自宅から出てきて、こみつとでの支援を受けるようになった人たちを「こみつと登録生」と呼んでいます。対象は一八歳以上五五歳未満です。こみつとで何をするかは、本人がメニューから選べるようにしています。当初考えたイメージは、以下のような五段階のステップアップです。

- ① 週一回のレクリエーション活動
- ② 共同事務所でのパソコン等の操作訓練
- ③ 「お食事処こみつと」での就労訓練
- ④ 『白神まいたけキッシュ』の製造作業での就労
- ⑤ 「こみつとバンク」を通じた地域での活動

第一段階はまずレクリエーション活動に出てきてもらうこと、第二段階として、ある程度レクリエーションに参加するようになったら、こみつと内の共同事務所でパソコンの操作訓練などを行うこととしました。しかし、この二つを実施したのは最初の二〜三カ月で、現在は参加者がなく実施されていません。

むしろ、第一・二段階を経ず、いきなり第三段階からスタートした人の方が定着しています。実際、こみつとに出てきた初日、お食事処がたまたま忙しく、客に水を運んだり、蕎麦に入れるネギを切るなどの作業をいきなり手伝わされた人たちがいます。訳も分からず手伝わされたような格好ですが、はじめからこういう状況に置かれた人たちの方が、「僕がいけないと困るでしょう？」などと言って、その後も継続的に出てきてくれるようになることがわかりました。

第四段階として考えたのは「百神まいたけキュッシュ」の製造作業での就労です。お食事処での仕事は就労訓練であり、工賃はさほど多くは貰えないのですが、キュッシュの製造作業は相当きつく、ある程度の技術を身につけてからになるため、相応の工賃も発生します。

キュッシュは二〇一二年から販売を開始し、「町民すべてが営業マン」をスローガンに、町民の皆さんにも積極的な発信をお願いしたところ、初年度に四五〇万円を売り上げました。これにより、引きこもり支援の取り組みに対する町民の見方が格段に変わり、偏見が薄らいだように感じました。その後、新たに「こみつとうどん」を開発し、お食事処のメニューとするとともに、贈答用の生麺を販売し、町の活性化への積極的な活用を呼びかけています。

さらに第五段階として、「こみつとバンク」での地域活動を位置づけています。これはシルバー

バンクの若者版と言えるもので、地域の人々からの依頼に応じて、農作業のお手伝い、買い物弱者の荷物持ち、清掃作業などが行われています。

こみつと内には共同事務所が置かれており、老人クラブやボランティア連絡協議会など、町内の人々や団体の関係者が日常的に出入りしているため、こみつと登録生の多くは地域に出て行くことをためらいません。とはいえ、「こみつとバンク」に来る仕事の内容は、シルバーバンクで持て余した肉体労働を回されてくるものが多く、「僕は肉体労働よりも頭脳労働の方が向いているから」などと行ってきたがらない人もいました。こういう人の場合、せつかくの失業期間の間に、いろいろな職業を体験できる「こみつとバンク」を活用して自分に合った仕事を見つけてほしいと説得して行かせました。そうすると、二回も同じ仕事先に行けば、大概は嫌がらなくなります。仕事先で、作業が大変な分だけ「あなたが来てくれたおかげで本当に助かった」と感謝され、自分の役割と存在感を実感できるからです。「こみつとバンク」を通じて体験する仕事に比べれば、お食事処での仕事やキュッシュの製造は所詮は社協がつくった仕事であり、彼らにとつては「こみつとバンク」で体験する仕事の方がはるかにその後の力になっていきます。以前は引きこもっていたからといって、先入観を持たないことが大切です。

このほか、「こみつと感謝祭」というイベントを、毎年開催しています。こみつと登録生たちが、

共同事務所に入出入りする諸団体の関係者らとともに、蕎麦打ちなどの様々な催し物を行ったり、模擬店を開いたりして、日頃の感謝の意を表すイベントです。

このような様々な活動を数年続けてみると、はじめは引きこもりに偏見を持っていた人たちも徐々に見方が変わってきました。特に高齢者は偏見が強い傾向があるのですが、今では多くの人たちが応援してくれるようになっていきます。共同事務所に入出入りする諸団体の関係者の皆さんには、こみつと登録生たちの「居場所」をつくるという、社協職員には難しい役割を担ってもらったと思っています。こみつとでの活動の中で地域の人たちと触れ合い、地域デビューを果たした登録生たちがたくさんいます。

(3) 求職者支援事業の並行実施とその効果

当社協では従前よりヘルパー養成研修事業を実施していましたが、こみつとのオープンとともに、同事業をこみつと登録生対象の求職者支援事業として位置づけました。当初は、先述の五段階のステップアップをクリアできた段階で求職者支援事業を受けてもらい、そこで資格を取って社会復帰する、という流れを想定していましたが、現在では、ステップアップ支援を一切経ず、いきなりヘルパー養成研修に来る人も相当数います。

事業の初年度（二〇一〇年度）は一五人の受講

者が来ましたが、このうち七人は、私どもがこみつとのオープンに先立って家庭訪問を行い、情報提供の可否の確認を行った引きこもり者でした。中には、昼夜逆転生活が常態化していたり、一〇年も二〇年も他人と口もきいたことがないという人もおり、就職は難しいだろうと思っていました。結果的に五人が就職していききました。本人たちに言わせれば、ステップアップ支援は福祉であり、福祉の世話にはなりたくないが、求職者支援のヘルパー養成研修であれば受講しても構わない、とのことでした。研修が始まった当初は精神的に不安定に見えた人も、研修に参加するなかでどんどん変わり、最終的に就職を実現させてしまいましたので、これには大変驚きました。

一方、就職できなかった二人というのは、能力もあり、見た目もきちんとしている人たちなのですが、履歴書上、空白期間（引きこもりの期間）が二〇年と長すぎたことや、中学生時代から引きこもっていたため中卒・職歴ゼロとなったことから、履歴書の審査の段階で落とされてしまったものと思われまます。就職がかなわなかった人は、あくまでも本人の選択によりますが、こみつに残り、ステップアップの支援を受けることも可能になっていきます。

一年目は家庭訪問で直接会えた人たちが研修に来ましたが、二年目、三年目になると、家庭訪問で直接会えなかった人たちが、家族経由でチラシを見たのか、ある日突然、社協の事務所に電話を

かけてきて、「求職者支援事業受けてやるよ」という言い方ではありますが、コンタクトをとってくる事態が起きるようになりました。このような場合、気持ちが変わらないうちに、即日、ハローワークへ一緒に行き、求職の意志を伝えさせるようにしています。ハローワークに行つてなお、「社協がうるさいから、しょうがなく受けてやるんだ」と見栄を張る人もいますが、たくさんの元引きこもりの人たちが研修を終えてどんどん就職しています。

引きこもり支援事業と求職者支援事業を並行して実施していなければ、彼らの持つ大きな可能性に気づかず、引きこもり支援の枠の中にいつまでも困り込んでいたかもしれません。当社協の取り組みにおいても、ヘルパー養成研修事業を、こみつと支援と連携する求職者支援事業として実施していなければ、これほどの成果をあげることにはできなかっただろうと思います。求職支援と福祉を連携させることによつて、同じ事業が全く別のものになる可能性があるのではないかと思うようになりました。

(4) これまでの支援の成果

こみつと支援事業の対象者の数は、先ほども述べたとおり、初年度の二〇一〇年度は一一三人からスタートしました。これが五年後の二〇一四年度では対象者数は二五人まで減っています。この

二五人は多くが重度の障害を持っているため、家から出づらい人たちです。

一方、当社協では二〜三カ月一回程度のペースで、町内の引きこもり者等の家庭訪問を継続しています。一回の訪問で必ず三〇〜四〇人は発見されます。二〇一四年度では、一年間で情報提供の対象者となった人の数は延べ一六六人に上っています。対象者の発見の多さは、この間、民生委員や地域の人たちの引きこもりに対する意識が変わり、定職に就いていない人など、支援対象者に該当しそうな人を見つけたら、すぐに社協にその情報を提供してくれるようになったことも背景にあります。一六六人の内訳を見ると、引きこもり歴がある人は三六人（五年未満八人、五年以上一〇年未満七人、一〇年以上二一人）にとどまる一方、「引きこもり歴ゼロ」が九九人、「不明」が三人です。「不明」は現に就労している人が多く、どこに分類するべきか迷う人たちなのですが、就労先がそもそも不安定、有期雇用で間もなく雇い止めになるなどの理由で、社協からの情報提供を本人が望んでいるため、ここに含めています。

こうした実態を踏まえると、「引きこもり等支援」などと言わず、「現在の所属先がない人に対する軽い支援」という枠組みで始めた方が、私たちとしてもっとスムーズに事業を展開できたかもしれないと考えることもあります。

(5) 生活困難者の力を地域づくりに活かす事業

求職者支援事業は難しく受けづらい面もあることから、当社協では独自に「生活困難者の力を地域づくりに活かす事業」という社会復帰訓練カリキュラムを作成・実施しました。一回のカリキュラムは二〜三カ月程度で、二〇一三年一〇月〜二〇一四年一二月に四回実施しています。

この事業の内容は、町内の商店街の居酒屋、床屋、印刷屋、葬儀屋など、様々な業種の店主らを講師に迎え、こみつと登録生ら生活困難者を対象として演習や実習を行うというもので、職業訓練というよりは仕事体験というべきものです。例えば葬儀屋の経営者を講師に迎えたときには、地域密着の葬儀について講義を受けたり、祭壇設営の演習を行ったりしました。また、居酒屋の店主は講師のときには、包丁の使い方、魚介類のさばき方などを教わりました。

6. 共生の地域づくりをめざして

こみつと支援を進めるなかで、ある町民の方から、「高齢化が進んだ町の中で、一番活気があるのはこみつとだね」と言われたことがありました。仕事を持たない若者が一〇人も二〇人も集まっているところなど他にそうそうあるわけではなく、そうであれば、彼らの力を地域に積極的に生かしていくことが必要だと考えるようになりました。

このような観点に立って、当社協では二〇一五年度から「町民全てが生涯現役を目指すシステムづくり事業」をスタートさせました。この事業は二〇一六年度から地方創生事業に位置づけられ、交付金の交付を受けています。

この事業を構想するにあたっては、「弱者も担える地方創生」もしくは「福祉の立場からの地方創生」として考えました。高齢者人口が四割以上を占める藤里町のようなところにあつては、地方創生事業は、特定の元気な人や意欲も能力もある人に任せるものではなく、高齢者をはじめ弱者といわれる人たちも担い手になれるような仕組みをつくらない限り、成り立たないのではないかと考えたからです。

事業の柱としては、人づくり事業としての「ブラチナバンク」（全町民対象の人材登録・仕事派遣の仕組み）の立ち上げ、新たな仕事づくり事業としての根っこビジネス等の立ち上げ、若者支援事業としての藤里体験プログラム（若者支援事業の町外開放）の実施、などから成り、それぞれ取り組みを始めたところです。

当社協では地方創生事業に参入したことも含め様々なことに取り組んでいます。その理由としては、これまで引きこもり支援や若者支援を続けてきたなかで、福祉の限界を感じてしまったということがあります。福祉の限界とは、いったん支援の対象者となってしまうたら、その対象者を単なる弱者として固定化し、その人がどのような能

力を持っていようとも、地域の担い手から排除してしまうことです。福祉で弱者を救うという考え方にとどまっていると、例えば、就職して自立したいと考えている失業中の若者のニーズや、失業中だが地域の産業の活性化に貢献したいと思っている若者の思いには十分応えられません。宮本太郎氏（中央大学教授）が最近『共生保障』（岩波新書、二〇一七年一月）という著書を出しましたが、「共生」という考え方に立って、全ての人々が自分にできることを精一杯担うということが、これからの地域づくりでは重要なのではないかと考えています。

へきうち まゆみ・社会福祉法人藤里町社会福祉協議会会長

本稿は、二〇一七年三月三日に開催した「第三二回生活権研究会」の内容をまとめたものです。
文責・編集部